

# 高橋伸雄 のプロフィール



平成17年に社会保険労務士事務所を設立。

**会社と社員の間のトラブルを予防**し、中小企業の日々の事業が円滑にすすむよう、人事労務管理のツボをお伝えします。

★連絡先 ☎ **075-611-2322**

〒612-0065 京都市伏見区桃山羽柴長吉東町7-7 高橋社会保険労務士事務所

高橋伸雄 社労士

検索

## 主な略歴

- 昭和38年 京都市伏見区生まれ。立命館大学経済学部を卒業後、昭和61年から平成16年まで(株)村田製作所に勤務。生産・物流・販売の企画、業務改善を担当。
  - 平成16年 社会保険労務士資格を取得。平成17年 社会保険労務士事務所を開業。
  - 平成19年 特定社会保険労務士資格(労働紛争での「あっせん」代理権)を取得。会社側の代理人、労働者側の代理人両方の経験があり、「労働紛争の予防と解決に強い社労士」として中小企業の労務管理のアドバイスを行なっている。
- 近年は、女性が多い職場向けの労務管理のアドバイスに力を入れている。  
平成23年度 京都府社会保険労務士会 理事就任。

## 役職など

- 平成23年度より 京都府社会保険労務士会 理事。
- 平成19年度～23年度 京都府社会保険労務士会 ADR・労働契約法研究会 責任者。
- 平成23年度、24年度 京都労働局 電子申請利用促進相談員。
- 平成20年度～22年度 日本年金機構 京都南年金事務所 年金特別相談員。

## 主な業務受託内容

### ● 女性が多い職場での事例

1. 女性社員が8割以上の化粧品販売会社(社員約150人、20～30代中心)で、産休明けや育児休業明けの社員に活躍してもらうための新しい人事制度(短時間勤務制度と新しい賃金制度)を導入。
2. 上記の会社で、妊娠中や出産育児で休業中の女性社員が今後の生活を安心して設計できるよう、国の支援制度や会社の制度について解説したレポートを作成し配付した。
3. 薬局(2店舗、社員約10人、ほとんどが女性)で、労働条件を整備するため就業規則を作成。各店舗で社員への説明会を開催し、労働条件と服務規律を徹底。
4. 上記の薬局で初めて育児休業を取得する社員が出たため、出産から職場復帰までの間で会社がやっておくべきことと育児介護休業法のポイントを指導。
5. 社員10人のIT系会社で、平成24年7月全面施行の育児介護休業法に対応するため、会社の実状にあった育児支援制度を導入し、就業規則を整備。
6. 育児休業からの復帰にあたり労働条件の折り合いがつかず社員とトラブルとなり労働局から呼び出しを受けた会社で、経営者と同行の上労働局に赴き、相手方との和解を支援。

### ● その他の会社で、社内規程の整備や労務管理のコンサルティングを行なった事例

7. 食料品スーパー(2店舗、社員合計約70人)で、10数年前に作られた就業規則を診断。現在の法律に合っていない部分、このまま放置した時のリスク、見直しのポイントを指導。
8. 衣類・雑貨販売店(6店舗、社員合計約70人)で、新規に就業規則を作成。各店舗で社員への説明会を開催し、労働条件と服務規律を徹底。
9. 上記の会社で、優秀なパート社員を有効活用するために、パートから正社員への転換制度を導入。
10. 社員16人の運送会社で、高額な未払い残業代請求のリスクがある賃金制度や労働条件を適法に見直し。
11. 社員10人のIT系会社で、能力不足の社員の賃金その他労働条件を引き下げるにあたり、トラブルが起こらないような進め方を助言。